

「長崎市子育て住まいづくり支援費補助金」

補助金交付申請の際に必要な書類

1 補助金等交付申請書（第1号様式（第3条関係）交付規則）

- ※ 必ず、申請者本人にて記入及び捺印して下さい。
- ※ 「交付申請額」の訂正は出来ませんので、間違えた場合は申請書の書替になります。

2 事業計画書兼補助金算定書（第1号様式（第7条関係）要綱）

- ※ 改修工事及び中古住宅取得に係る計画について、記入欄に明示すること。
- ※ 工事費、住宅取得費用（建物のみ価格）、補助額（申請額）を明示すること。

3 補助金等交付申請書附票（第2号様式（第7条関係）要綱）

- ※ 申請者及び同居又は近居の世帯について明示すること。
- ※ 対象住宅の概要を明示すること。

★上記1～3（必須）に加え、申請内容により下記4、5の添付資料が必要となります。★

4 多子世帯、子育て世帯で住宅を改修

【※補助申請の日の1年前の日から補助申請の日までに取得もしくは取得予定の中古住宅。】

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 妊娠中である場合は、母子健康手帳の写し
- (3) 世帯全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（完納証明書）
- (4) 補助対象リフォーム工事費内訳書（第4号様式）
- (5) 現況写真（補助対象住宅の全景写真及び補助を受ける改修工事の部分、部位並びに設備ごとに着工前の状況を撮影したもの。）
- (6) 図面（改修工事前後の平面図等、改修工事の内容がわかるもの）
- (7) 工事見積書
- (8) 建物の登記事項証明書、固定資産納税通知書の写し、固定資産税家屋台帳の写し等、補助対象住宅の所有者等が確認できるもの
※中古住宅居住面積が60㎡以上の取得を確認
- (9) 売買契約書の写し（取得予定の場合）
- (10) 事前アンケート
- (11) 委任状（第3号様式）（代理人が手続きを行う場合に限る。）
- (12) その他市長が必要と認める書類

5 多子世帯、子育て世帯で中古住宅を取得

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 妊娠中である場合は、母子健康手帳の写し
- (3) 世帯全員の市税を滞納していないことが確認できる書類（完納証明書）
- (4) 現況写真（補助対象住宅の全景写真）
- (5) 中古住宅の取得に係る経費がわかるもの
※中古住宅居住面積が60㎡以上の取得を確認
- (6) 建物の登記事項証明書（現所有者の確認）
- (7) 事前アンケート
- (8) 委任状（第3号様式）（代理人が手続きを行う場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める書類